

航空機燃料油買入仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、第三管区海上保安本部が海上保安庁所属航空機に供給する航空タービン燃料油の買入、海上保安庁所属航空機において航空燃料の抜取りが必要となった際の燃料抜取り及び再給油作業について適用する。

2. 品目・規格

航空タービン燃料油（1号）：石油連盟の発行する共同利用貯油施設向け統一規格の最新版に適合したもの又は日本産業規格に適合するもの。

3. 契約件名

航空タービン燃料油（1号）買入等（羽田・単価契約）

4. 予定数量

- (1) 航空タービン燃料油（1号） 3,690,000リットル
- (2) 航空タービン燃料油（1号）抜取及び再給油作業 300,000リットル
- (3) ラック作業 3回
- (4) ラック作業に伴う航空タービン燃料油（1号） 3,000リットル

5. 納入場所

羽田空港着陸中の海上保安庁所属航空機

6. 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

7. 納入日時

官の指定した日（その都度通知する）

8. 仕様

(1) 航空タービン燃料油（1号）

ア 航空タービン燃料油の納入については、航空燃料専用車両により行うこと。

イ 航空タービン燃料油の発注があったときは、休日・早朝・深夜等にかかわらず直ちにこれに応じること。

ウ 当庁担当官等から燃料油の試験性状報告書等の検査に必要な書類の提出を求められた場合、速やかにこれに応じること。

(2) 航空タービン燃料油（1号）抜取及び再給油

ア 海上保安庁航空機の燃料タンクから、それぞれ指定した日時及び数量において、給

油車両等により燃料を採取、指定する航空機に再給油すること。

イ 抜き取った燃料は、再給油までの間、保管及び管理すること。

なお、保管・管理する期間は、採取の翌日（24時間以内）までとするが、事業等によりその期間までに再給油できない場合にあっては、別途協議するものとする。

ウ 再給油後は石油連盟「ジェット燃料取扱い基準に関する指針」に基づき、給油車両等の配管等に残った採取燃料を排出するため、給油所にて給油車両等内に1,000リットルを補充し、アで指定した航空機に1,000リットルを再給油（ラック作業）すること。

エ 本作業に際しては、夜間・休日等に関わらず、直ちに対応すること。

9. その他

(1) 本契約は単価契約とし、予定数量単位あたりの単価として取り扱う。

(2) 本作業に際しては、作業に必要な資機材等は、請負者の負担とする。

(3) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所の変更、若しくは取り止めがあった場合は、これに応じること。

(4) 航空機への積み込みにあたっては、燃料油搭載にかかる関係法令等を遵守するとともに、漏油防止に万全を期すこと。

(5) 契約履行にあたり疑義が生じた場合には、担当官と協議し指示に従うこと。

(6) 本作業に際し、請負者側の責任において生じた損害は、請負者がその賠償の責を負うものとする。

(7) 予定数量は、履行期間内において供給を受ける予定を示したものであるため、増減を生じることがあっても異議の申立をしないものとする。なお、精算については実数量によるものとする。

(8) 本作業完了後、検査職員の検査を受け、その合格をもって履行完了とする。

(9) 請求は毎月履行完了後速やかに1ヶ月分を取りまとめのうえ、請求書を第三管区海上保安本部経理補給部長あて提出すること。

10. 特記事項

契約単価の変更については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。

11. 再委託承諾申請書

請負業者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（別添様式1）を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの、及び軽微な業務を再委託する場合はこの限りではない。

再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

第三管区海上保安本部長 赤松 宏樹 殿

請負者 住所
氏名

印

令和 年 月 日付け契約の「 契約（令和 年度 第 号）」
（契約金額（税込み） 円）に関して、下記のとおり申請するので、手続き方
お願いします。

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、
業務の契約（予定）金額（総計）
別紙「履行体制に関する書面」のとおり
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠〔該当する項目に○を付す〕
 - ・業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した
結果（この場合、その「写し」を添付）
 - ・継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」
を添付）
 - ・その他（ 令和 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。 ）
3. その他特記事項

令和 年 月 日

請負者氏名

殿

令和 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。
なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場
合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 請負者は、注文者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写し
を提出すること。

支出負担行為担当官

第三管区海上保安本部長 赤松 宏樹

履行体制に関する書面

令和 年 月 日

(請負者)
株式会社〇〇〇〇

(再委託先1)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先1)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先2)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先2)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先3)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先3)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先4)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先5)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	